

資料編

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 48 年環境庁告示第 35 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

(平成 21 年環境省告示第 33 号)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(2) 名古屋市の大気汚染に係る環境目標値

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

物 質	環 境 目 標 値	地域
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	名古屋市全域
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	年平均値が 3 μg/m ³ 以下であること。	

(3) 有害大気汚染物質

ア 環境基準が定められている物質

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

(平成 13 年環境庁告示第 30 号)

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

イ 指針値が定められている物質

(平成 15 年環境省通知環管総発第 0309300004 号)

(平成 18 年環境省通知環水大総発第 061220001 号)

(平成 22 年環境省通知環水大総発第 101015002 号)

(平成 26 年環境省通知環水大総発第 1405011 号)

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値 $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀及びその化合物	年平均値 $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 $0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値 $6\text{ng As}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及びその化合物	年平均値 $0.14 \mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下

(4) 塩化水素に係る目標環境濃度

(昭和 52 年環境庁大気保全局長通達環大規第 136 号)

物 質	目 標 環 境 濃 度
塩化水素	0.02ppm

資料-2 騒音に係る環境基準

[本編 p. 82 参照]

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

(平成 24 年名古屋市告示第 141 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		A A	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準値	昼間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下
	夜間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下
備考		地域の類型 A A : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B : 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

＜幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値＞

基準値	昼間	70 デシベル以下
	夜間	65 デシベル以下
備考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・「道路法」（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）
- ・一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

(1) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102（以下、「規格」という。）43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

(7) 河川（湖沼を除く。）

(i)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。							

注) 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2：水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの

3：水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等 β -中腐水性水域の水産生物用

4：工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定>

水 域	該当類型
庄 内 川 下 流（水分橋より下流）	D
新 川 下 流（新橋より下流）	D
日 光 川（全 域）	D

注) 調査地域内の水域のみを示す。

(ii)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該 当 水 域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
備考 基準値は、年間平均値とする。					

＜水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定＞

水 域	該当類型
庄 内 川 （ 全 域 ）	生物B
新 川 下 流 （ 新 橋 よ り 下 流 ）	生物B
日 光 川 （ 全 域 ）	生物B

注）調査地域内の水域のみを示す。

(イ) 海域

(i)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産１級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出されな いこと	水域類型ごとに 指定する水域
B	水産２級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	
備考	水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN／100mL 以下とする。						

注) 1: 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2: 水 産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級: ボラ、ノリ等の水産生物用

3: 環境保全: 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

＜水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定＞

水 域	該当類型
名古屋港（甲）	C

注）1：名古屋港（甲）とは、木曽川左岸導流堤南端と外港第1航路第1燈標（北緯34度58分6秒、東経136度47分55秒）を結ぶ線、同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。

2：調査地域内の水域のみを示す。

（ii）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当 水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	水域類型ごとに 指定する水域
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅲ	水産 2 種 及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
備考	1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注）1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2：水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 “ 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 “ 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3：生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

＜全窒素及び全磷に係る環境基準の水域類型指定＞

水 域	該当類型
伊 勢 湾 （ イ ）	Ⅳ

注）1：伊勢湾（イ）とは、木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾燈標まで引いた線、同燈標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。

2：調査地域内の水域のみを示す。

(iii)

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する 水域	0.02 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	水域類型ご とに指定す る水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、 水生生物の産卵場（繁 殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全 が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	

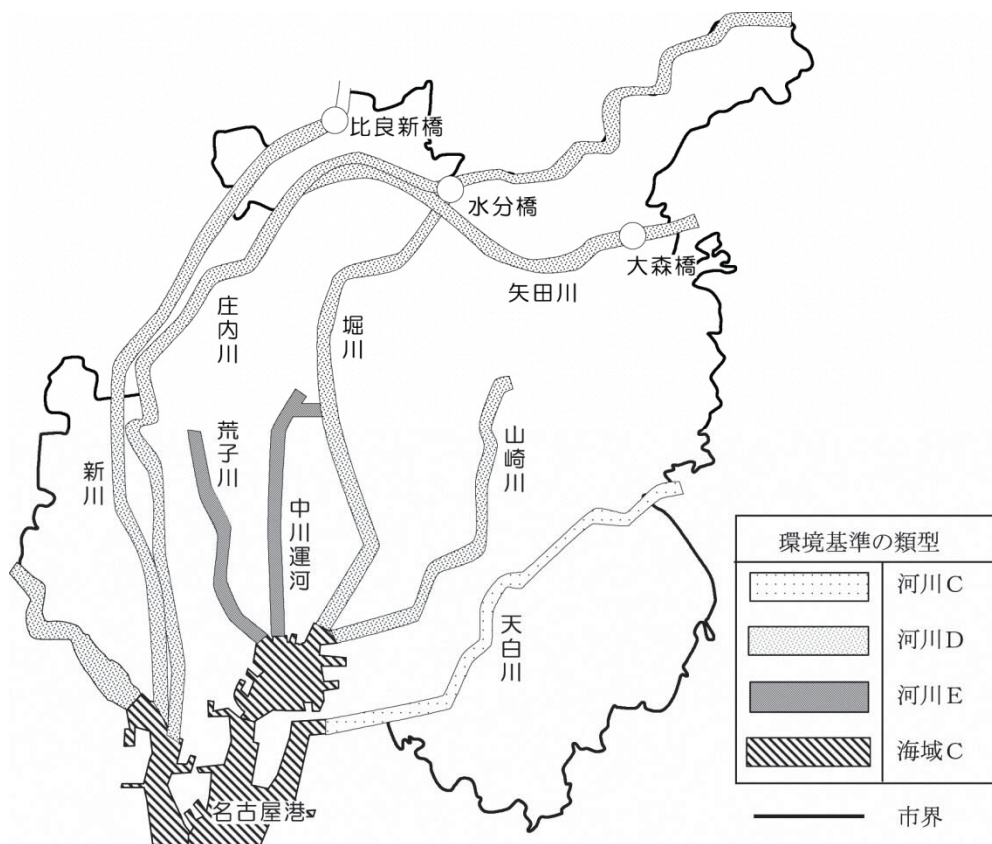
＜水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定＞

水 域	該当類型
伊 勢 湾 （ イ ）	生物特 A

注）1：伊勢湾（イ）とは、愛知県名古屋市区空見町空見ふ頭内南西部フェリー
ふ頭西側の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の
陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。
2：調査地域内の水域のみを示す。

【各水域の環境基準の類型】

（全窒素、全燐に係る環境基準及び水生生物の保全に係る水質環境基準の類型を除く）



出典）「平成 28 年度 公共用水域及び地下水の状況」（名古屋市、平成 29 年）
「水質環境基準と水域類型の指定状況」（愛知県ホームページ）より作成

(2) 水質汚濁に係る環境目標値

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

ア 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

イ 水質の汚濁に関する目標（河川及び海域のみ抜粋）

「エ 地域区分」に掲げる地域について、下表のとおりである。

項目	区分 水質の ゾーン	河 川			海 域		測定方法
		☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	
		川に入っ ての遊び が楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	岸辺の散歩 が楽しめる	水際での 遊びが 楽しめる	岸辺の散歩 が楽しめる	
水素イオン 濃度 (pH)		6.5 以上 8.5 以下			7.8 以上 8.3 以下		規格 12.1 に定める方法又は ガラス電極を用いる水質自動 監視測定装置によりこれと同 程度の計測結果の得られる方 法
生物化学的 酸素要求量 (BOD)		3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	—	—	規格 21 に定める方法
化学的 酸素要求量 (COD)		—	—	—	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	規格 17 に定める方法
浮遊物質 (SS)		10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	5 mg/L 以下	10 mg/L 以下	付表 9 に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)		5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	5 mg/L 以上		規格 32 に定める方法又は隔 膜電極を用いる水質自動測定 装置によりこれと同程度の計 測結果の得られる方法
ふん便性 大腸菌群数		1000 個 /100mL 以下	—	—	—	—	メンブランフィルター法又 は、疎水性格子付きメンブ ランフィルター法
全窒素		—	—	—	1 mg/L 以下		規格 45.2、45.3 又は 45.4 に 定める方法
全 燐		—	—	—	0.09 mg/L 以下		規格 46.3 に定める方法
全亜鉛		0.03 mg/L 以下			0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	規格 53 に定める方法（準備操 作は規格 53 に定める方法に よるほか、付表 10 に掲げる方 法によることができる。また、 規格 53 で使用する水につい ては付表 10 の 1(1)による。）
ノニルフェノール		0.002 mg/L 以下			0.0007 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	付表 11 に掲げる方法
直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩 (LAS)		0.05 mg/L 以下			0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	付表 12 に掲げる方法

注) 1：pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び SS は日間平均値とする。

2：BOD、COD の年間評価については、75%水質値によるものとする。

3：全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS については、年間平均値とする。

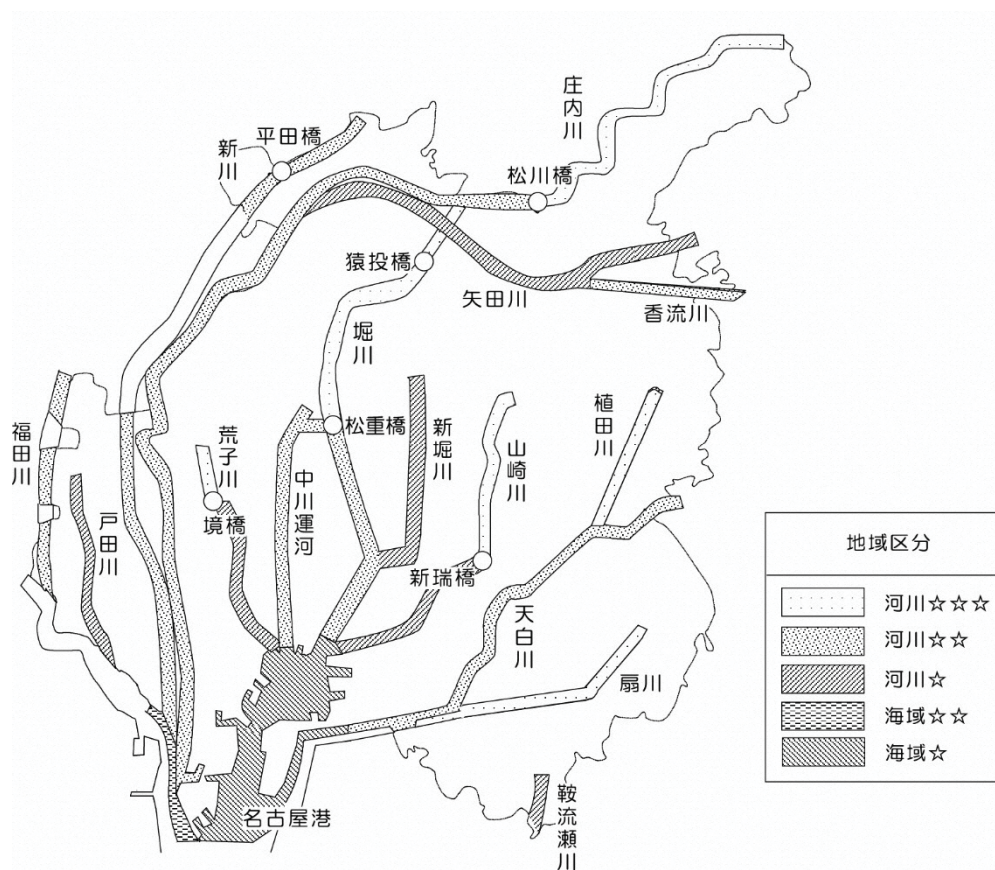
ウ 親しみやすい指標による目標（河川及び海域のみ抜粋）

「エ 地域区分」に掲げる地域について、下表のとおりとする。

項目	区分 水質のイメージ	河 川			海 域	
		☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆
		川に入っ ての遊び が楽しめ る	水際での 遊びが 楽しめる	岸辺の散 歩が楽し める	水際での 遊びが 楽しめる	岸辺の散 歩が楽し める
水のにごり （透視度）		にごりがない （おおむね 70 cm以上）	にごりが少ない （おおむね 50 cm以上）	にごりがある （おおむね 30 cm 以上）	にごりがない （おおむね 70 cm以上）	
水のおい		顔を近づけて も不快でない こと。	水際に寄っても 不快でない こと。	橋や護岸で 不快でないこと。	不快でないこと。	
水の色		異常な着色のないこと。			赤潮・苔潮等の異常な着色 のないこと。	
水の流れ		流れのあること。			—	—
ご み		ごみが捨てられていないこと。				
生物指標		[淡水域] アユ、 モロコ類、 ヒラタカゲロ ウ類、 カワゲラ類	[淡水域] カマツカ、 オイカワ、 コカゲロウ類、 シマトビケラ類 ハグロトンボ	[淡水域] フナ類、 イトトンボ類、 ミズムシ(甲殻類)、 ヒル類	[海域] クロダイ、 マハゼ、 シロギス、 カレイ類、 ヤドカリ類、 アサリ	[海域] ボラ、 スズキ、 イソギンチャク 類、 フジツボ類
		[汽水域] マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマト シジミ		[汽水域] フジツボ類、 ゴカイ類	[干潟] チゴガニ、 アナジャコ、 ヤマトシジミ	[干潟] ニホンドロソコ エビ、 ゴカイ類、 ヤマトオサガニ

エ 地域区分（河川及び海域のみ抜粋）

水 域	区 分	水質のイメージ	地 域
河 川	☆☆☆	川に入っ ての遊び が楽しめ る	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、植田川（全域）、扇川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊びが 楽しめる	中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、天白川（全域）、庄内川下流部（松川橋より下流の水域に限る。）、香流川（全域）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽し める	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、戸田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
海 域	☆☆	水際での遊びが楽 しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽し める	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属しない海域



出典) 平成 28 年度 公共用水域及び地下水の状況 (名古屋市, 平成 29 年)

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

資料-4 土壌の汚染に係る環境基準

[本編 p. 82 参照]

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	

資料-5 ダイオキシン類に係る環境基準

[本編 p. 82 参照]

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

資料-6 大気汚染に係る規制基準等

[本編 p. 82 参照]

(大気汚染防止法施行令 昭和 43 年政令第 329 号)
(大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)
(愛知県生活環境保全条例施行規則)

(1) ばい煙発生施設

施設名	対 象 規 模	
	大気汚染防止法	愛知県生活環境保全条例
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上 【法施行令 別表第 1 の第 13 項】	同左 2m ² 以上 又は 同左 150kg/時以上 【条例施行規則 別表第 1 の第 14 項】 (法に規定するばい煙発生施設を除く。)

(2) 硫黄酸化物の規制

ア 排出基準 (K 値規制)

$q = K \times 10^{-3} H e^2$ により算出した量

q : 硫黄酸化物の量 (m³_N/時)

K : 1.17 (大気汚染防止法施行規則第 7 条で定められた値)

H e : 以下に規定する方法により補正された排出口の高さ (m)

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \times V}}{1 + 2.58/V}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \times V}} \times \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、H o、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H o : 排出口の実高さ (m)

Q : 15℃における排出ガス量 (m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

T : 排出ガスの温度 (絶対温度)

イ 総量の規制

項 目	大気汚染防止法（総量規制）	愛知県生活環境保全条例（総排出量規制）
対象工場等	特定工場等 全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが 500L/時以上の工場・事業場 （総量規制が適用されるばい煙発生施設は、法施行令別表第 1 の 1 の項から 14 の項まで、18 の項、21 の項、23 の項から 26 の項まで及び 28 の項から 32 の項までのものである。）	大気指定工場等 1. 大気指定施設の燃焼設備の燃料（廃棄物焼却炉において焼却される廃油を含む。）の燃焼能力の合計が重油に換算した量で 500L/時以上の工場等 （2. 以下省略）
基準式	特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等 $Q = aW^{0.95} + ra'\{(W + Wi)^{0.95} - W^{0.95}\}$ Q : 硫黄酸化物の排出許容量 (m ³ _N /h) W : 昭和 51 年 3 月 31 日以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値 (L/時) Wi : 昭和 51 年 4 月 1 日以後に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値 (L/時) a, a', r : 定数 a : 2.17×10 ⁻³ a' : 2.17×10 ⁻³ r : 1/3	既設の大気指定工場等の施設の設置、変更、廃止 $Q = 0.7 \alpha S_2(aW_1 + b) + 0.7 \alpha S_3 \{(aW_2 + b) - (aW_1 + b)\} + Q'' + 0.31Q'$ 大気指定工場等の新設 $Q = 0.7 \alpha S_3(aW_2 + b) + Q''$ Q : 硫黄酸化物の排出許容量 (m ³ _N /時) W ₁ : 昭和 49 年 9 月 29 日現在の大気指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時) W ₂ : 大気指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時) Q', Q'' : 大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量 (m ³ _N /時) a, b, α S ₂ , α S ₃ : 定数（下表参照）

県条例に基づく総量規制の定数

α S ₂	α S ₃
$\frac{0.432 - 0.035 \log y_1}{100}$	$\frac{0.144 - 0.012 \log y_2}{100}$
$y_1 = aW_1 + b, \quad y_2 = (aW_2 + b) - (aW_1 + b) $	

大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計（重油の量に換算した 1 時間あたり）	a	b
500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
10,000L 以上	0.861	-1,930

(3) ばいじんの規制

施 設 名	大気汚染防止法 (設置年月日：H10.7.1～)	
	処理能力 (t/h)	排出基準 (g/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	4 以上	0.04
	2～4	0.08
	2 未満	0.15

注) ばいじん濃度は、酸素濃度 12%に換算した値を用いる。

(4) 廃棄物焼却炉に係る有害物質の規制

ア 塩化水素の排出基準

施 設 名	大気汚染防止法	
	対象施設	排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	法該当施設すべて	塩化水素 700 (酸素濃度 12%換算)

イ 窒素酸化物の排出基準

施 設 名	大気汚染防止法 (設置年月日：S54.8.10～)	
	排出ガス量 (万 m ³ _N /h)	排出基準 (ppm)
浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4 以上	450
	4 未満	450
特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上	250
	4 未満	700
廃棄物焼却炉 (上記以外の連続炉)	4 以上	250
	4 未満	250
廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4 以上	250

注) 窒素酸化物濃度は、酸素濃度 12%に換算した値を用いる。

(5) 「名古屋市環境保全条例」に規定する窒素酸化物の総量規制

(名古屋市環境保全条例施行細則)

ア 適用される工場等（大気規制工場）

窒素酸化物排出施設（下表）を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を窒素酸化物の排出特性を勘案して重油の量に換算したものの合計が1時間当たり 500 リットル以上のもの

窒素酸化物排出施設	対象規模
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 150kg/時以上

イ 大気規制基準

$$Q = 3.705 \times \{ \Sigma (C1 \times F1) + \Sigma (C2 \times F2) \}^{0.94}$$

Q：大気規制工場から排出が許容される窒素酸化物の量（NOx 換算 g/時）

F1、F2：窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を重油の量へ換算したもの

ただし、F1：平成元年9月30日現に設置されている施設について

F2：平成元年10月1日以後に設置された施設について

C1、C2：下表参照

ただし、C1：平成元年9月30日現に設置されている施設について

C2：平成元年10月1日以後に設置された施設について

窒素酸化物排出施設の種類		C1	C2
廃棄物焼却炉	都市ゴミの焼却の用に供するもの	0.70	0.40

(1) 騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準

(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
		8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～ 翌日6時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		45	40	40
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65	60	50
都市計画区域で用途地域の定められていない地域		60	55	50
工業地域		70	65	60
工業専用地域		75	75	70

注) 1: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の定められていない地域、工業地域又は工業専用地域の学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。

2: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域のその接する境界線から、その工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。(1 の規定の適用を受ける区域を除く。)

(2) 「騒音規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業に係る騒音の基準

(昭和 41 年厚生省・建設省告示第 1 号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①、②、③	85dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①、②、③	連続6日を超えないこと
作業日	①、②、③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①: ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②: 工業地域 (①地域のイの区域を除く。)

③: 工業専用地域 (①地域のイの区域を除く。)

(3) 「騒音規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

項番号		特定建設作業の種類
騒音 規制法	市条例	
1	1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	2	びょう打機を使用する作業
3	3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	—	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	—	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	—	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業
—	6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業
—	7	コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
—	8	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
—	9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあつては原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業
—	10	ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業

(4) 「騒音規制法」第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度

(騒音規制法施行規則 平成12年総理府令第15号)

(平成12年名古屋市告示第89号)

単位：dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6時～22時	22時～翌日6時
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75	70
c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		

注) 1：区域の区分

a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2：幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲については、上の表にかかわらず、昼間75dB、夜間70dBとする。

なお、「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

・「道路法」第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

・一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」第7条第1号に定める自動車専用道路

(1) 振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準

(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)
単位：dB

地域の区分	時間の区分	
	昼 間 7時～20時	夜 間 20時～翌日7時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

- 注) 1：工業地域又は工業専用地域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。
- 2：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域のその接する境界線から、その工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5dB を減じた値とする。（1 の規定の適用を受ける区域を除く。）

(2) 「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業に係る振動の基準

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①、②、③	75dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①、②、③	連続6日を超えないこと
作業日	①、②、③	日曜日その他の休日でないこと

- 注) 1：基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
- 2：基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
- 3：地域の区分
- ①：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域
- イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
- ②：工業地域（①地域のイの区域を除く。）
- ③：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

(3) 「振動規制法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づく特定建設作業

(振動規制法施行令 昭和51年政令第280号)

(振動規制法施行規則)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

項番号		特定建設作業の種類
振動 規制法	市条例	
1	1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

(4) 「振動規制法」第16条第1項に基づく道路交通振動の限度

(振動規制法施行規則 昭和51年総理府令第58号)

(昭和61年名古屋市告示第113号)

単位: dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7時～20時	20時～翌日7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

(1) 「悪臭防止法」第4条第1項に基づく規制

(悪臭防止法施行規則 昭和47年総理府令第39号)

工場・事業場の事業活動に伴い排出される特定悪臭物質については、「悪臭防止法」により次の3つの規制基準が定められている。

- (a) 敷地境界線の地表における規制 (1号規制、22物質)
- (b) 煙突等からの排出口における規制 (2号規制、13物質)
- (c) 排出水の敷地外における規制 (3号規制、4物質)

特定悪臭物質の規制基準一覧表 (○：規制対象)

物質名	(a)1号規制 (ppm)		(b)2号規制 ^注	(c)3号規制 (mg/L)			
				排出水量 (Q:m ³ /秒)			
				Q≤10 ⁻³	10 ⁻³ <Q≤0.1	0.1<Q	
アンモニア	○	1	○				
メチルメルカプタン	○	0.002		○	0.03	0.007	0.002
硫化水素	○	0.02	○	○	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	○	0.01		○	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	○	0.009		○	0.6	0.1	0.03
トリメチルアミン	○	0.005	○				
アセトアルデヒド	○	0.05					
プロピオンアルデヒド	○	0.05	○				
ノルマルブチルアルデヒド	○	0.009	○				
イソブチルアルデヒド	○	0.02	○				
ノルマルバレールアルデヒド	○	0.009	○				
イソバレールアルデヒド	○	0.003	○				
イソブタノール	○	0.9	○				
酢酸エチル	○	3	○				
メチルイソブチルケトン	○	1	○				
トルエン	○	10	○				
スチレン	○	0.4					
キシレン	○	1	○				
プロピオン酸	○	0.03					
ノルマル酪酸	○	0.001					
ノルマル吉草酸	○	0.0009					
イソ吉草酸	○	0.001					

注) 規制基準 (q：特定悪臭物質の排出量、m³/時) は以下の換算式で求められる。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

H e：補正された排出口高さ (m)

C m：敷地境界線の基準値 (ppm)

(2) 「悪臭対策指導指針」に規定する指導基準値

(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)

区域の区分		指導基準値	
種別	該当地域	工場等の敷地の境界線 における臭気指数	工場等の排出口から 排出される臭気指数
第1種 区域	第1種低層住居専用地域	10	25
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
第2種 区域	近隣商業地域	13	27
	商業地域		
	準工業地域		
	未指定地域		
第3種 区域	工業地域	15	30
	工業専用地域		
備考	1 区域の区分該当地域の欄中の各地域（未指定地域を除く。）は、「都市計画法」第8条第1項第1号の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。 2 第3種区域内に所在し、その敷地が第1種区域と接している工場等については、第2種区域に係る指導基準値を適用する。ただし、当該工場等の敷地境界で第1種区域に接しない部分については、第3種区域に係る工場等の敷地の境界線における臭気指数の指導基準値を適用する。 3 測定方法は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成7年環境省告示第63号）により行う。		

資料-10 水質汚濁に係る規制基準等

[本編 p. 85 参照]

(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(水質汚濁防止法 昭和 45 年法律第 138 号)

(排水基準を定める省令 昭和 46 年総理府令第 35 号)

(水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例 昭和 47 年愛知県条例第 4 号)

ア 一律排水基準

(7) 人の健康に係る排水基準

すべての特定事業場の排水水に対して、以下の基準が適用される。

単位：mg/L

番号	有害物質の種類	許容限度	番号	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物※	カドミウム 0.03	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
2	シアン化合物	シアン 1	18	1,3-ジクロロプロペン	0.02
3	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン、EPN)	1	19	チウラム	0.06
4	鉛及び化合物	鉛 0.1	20	シマジン	0.03
5	六価クロム化合物	六価クロム 0.5	21	チオベンカルブ	0.2
6	砒素及びその化合物	砒素 0.1	22	ベンゼン	0.1
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005	23	セレン及びその化合物	セレン 0.1
	アルキル水銀	検出されないこと	24	ほう素及びその化合物	ほう素10以下(海域以外) ほう素230以下(海域)
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003			
9	トリクロロエチレン	0.1	25	ふっ素及びその化合物	ふっ素8以下(海域以外) ふっ素15以下(海域)
10	テトラクロロエチレン	0.1			
11	ジクロロメタン	0.2	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
12	四塩化炭素	0.02			
13	1,2-ジクロロエタン	0.04	27	塩化ビニルモノマー	—
14	1,1-ジクロロエチレン	1	28	1,4-ジオキサン	0.5
15	1,2-ジクロロエチレン(シス体)	0.4			
	〃(トランス体)	—			
16	1,1,1-トリクロロエタン	3			

(4) 生活環境項目に係る排水基準

一日当たりの平均的な排水量が、50 m³以上のすべての特定事業場に適用される。

単位：mg/L (pH・大腸菌群数を除く)

番号	項目	許容限度	番号	項目	許容限度
1	水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下	6	フェノール類含有量	5
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120)	7	銅含有量	3
3	化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120)	8	亜鉛含有量※	2
4	浮遊物質 (SS)	200 (日間平均150)	9	溶解性鉄含有量	10
5	ノルマルヘキサン抽出物含有量 ・ 鉱油類含有量 ・ 動植物油脂類含有量	5 30	10	溶解性マンガン含有量	10
			11	クロム含有量	2
			12	大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³
			13	窒素含有量	120 (日間平均60)
			14	燐含有量	16 (日間平均 8)
備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 BODについての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、CODについての排水基準は海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 3 窒素含有量、燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼(名古屋市においては、牧野池)、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域(名古屋市においては、名古屋港又は名古屋港に流入する河川等)に排出される排水水に限って適用する。					

イ 上乗せ排水基準

愛知県条例により、事業場の業種、排水量、水域、設置時期、下水道処理区域の内外等ごとに上乗せ排水基準が適用される。名古屋港・庄内川等水域において一般廃棄物である焼却施設を有するものに適用される上乗せ排水基準は下表のとおりである。

工場又は事業場		項目及び許容限度 (mg/L)							適用日 適用期間
		BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	
既設	下水道 処理区域	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1	S48. 6. 24
	その他の地域	40 (30)	—	50 (40)	—	—	—	—	S58. 1. 1
新設	下水道 処理区域	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0. 5	1	S48. 4. 1
	その他の地域	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0. 5	1	S48. 4. 1
備考									
1 「下水道処理区域」とは、「下水道法」第2条第8号に規定する処理地域									
2 BODについての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用									
CODについての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水について適用									

注) () 内は日間平均。

(2) 地下水汚染未然防止措置

(水質汚濁防止法施行規則 昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号)

ア 対象事業者

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」とする。）の設置者、又は設置しようとする者。下水道に汚水等を全量排出している者も対象。

イ 構造等に関する基準が適用される範囲

有害物質使用特定施設等の本体、施設の床面及び周囲、施設付帯の配管等及び排水溝等。

ウ 定期点検の義務

有害物質使用特定施設等の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期点検を行い、その記録を 3 年間保存しなければならない。また、有害物質を含む水の漏洩等の異常が確認された際には、その記録を 3 年間保存しなければならない。

エ 使用の方法

有害物質使用特定施設等の使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領を定めなければならない。

(3) 総量削減計画に基づく水質総量規制

(水質汚濁防止法)

(化学的酸素要求量 (COD) に係る総量規制基準 平成 29 年愛知県告示第 286 号)

(窒素含有量に係る総量規制基準 平成 29 年愛知県告示第 287 号)

(りん含有量に係る総量規制基準 平成 29 年愛知県告示第 288 号)

指定地域内に立地している日平均排水量(冷却水等を含む。)が 50m³ 以上である特定事業場(指定地域内事業場)に対し、化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量及びりん含有量について 1 日あたりの許容排出量について総量規制基準が定められている。

総量規制基準は、以下の算式により設定される。

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$

L : 排出が許容される 1 日の汚濁負荷量 (kg/日)

C : 都道府県知事が指定地域内事業場の業種等の区分ごとに定める一定の COD、窒素含有量又はりん含有量の濃度 (mg/L)

Q : 特定排水の量 (m³/日)

(4) 底質の暫定除去基準

(昭和 50 年環境庁水質保全局長通達環水管第 119 号)

水 銀	底質の乾燥重量当たり 海域 : $C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S}$ (ppm) 以上 $\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮位差 (m)} \\ J = \text{溶 出 率} \\ S = \text{安 全 率} \end{array} \right.$ 河川及び湖沼 : 25ppm 以上
PCB	底質の乾燥重量当たり 10ppm 以上

(5) 下水道放流水の水質基準（特定施設のある事業場）

（下水道法施行令 昭和34年政令第147号）

（名古屋市下水道条例 昭和22年条例第35号）

（名古屋市下水道条例施行規程 平成12年上下水道局管理規程第58号）

排水量(㎥/日)			50 未満	50 以上 1,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	3,000 以上	
環境項目等	温度		-	45℃以下		45℃以下 (40℃以下)	
	水素イオン濃度 (pH)		5 以上	5 以上 9 以下		5 以上 9 以下 (5.7 以上 8.7 以下)	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)		-	600 以下	2,000 以下	600 以下 600 以下 (300 以下)	
	浮遊物質 (SS)		-	600 以下	1,400 以下	600 以下 600 以下 (300 以下)	
	汚濁消費量		-	220 以下			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	50 以下	5 以下			
		動植物油脂類	50 以下	30 以下			
	※銅		3 以下	3 以下			
	※亜鉛		2 以下	2 以下			
	※クロム		2 以下	2 以下			
	※フェノール類		-	5 以下			
	※鉄 (溶解性)		-	10 以下			
	※マンガン (溶解性)		-	10 以下			
有害物質	カドミウム		0.03 以下				
	シアン		1 以下				
	有機燐		1 以下				
	鉛		0.1 以下				
	六価クロム		0.5 以下				
	砒素		0.1 以下				
	水銀		0.005 以下				
	アルキル水銀		検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル		0.003 以下				
	トリクロロエチレン		0.1 以下				
	テトラクロロエチレン		0.1 以下				
	ジクロロメタン		0.2 以下				
	四塩化炭素		0.02 以下				
	1,2-ジクロロエタン		0.04 以下				
	1,1-ジクロロエチレン		1 以下				
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 以下				
	1,1,1-トリクロロエタン		3 以下				
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 以下				
	1,3-ジクロロプロペン		0.02 以下				
	チウラム		0.06 以下				
	シマジン		0.03 以下				
	チオベンカルブ		0.2 以下				
	ベンゼン		0.1 以下				
	セレン及びその化合物		0.1 以下				
	ほう素及びその化合物		10 以下				
	ふっ素及びその化合物		8 以下				
	1,4-ジオキサン		0.5 以下				
備考 1 単位は、水素イオン濃度は水素指数、その他 (温度を除く) は mg/L							
2 網掛けの項目は直罰の水質基準 (直罰基準)、その他は除害施設等が必要な水質基準 (除害施設設置基準) を示す。							
3 ※印の水質については、新たに工場・事業場を設置する場合は、排水量が 20㎥/日以上以上の工場・事業場に直罰基準が適用される。							
4 () 内の基準は、製造業又はガス供給業の用に供する施設から排出される下水についてのみ適用される。							

(1) 揚水規制基準

(名古屋市環境保全条例施行細則)

項 目	基 準
ストレーナーの位置	地表面下10m以浅であること。
揚水機の吐出口の断面積	19cm ² 以下であること。
揚水機の原因機の定格出力	2.2kW以下であること。
揚水設備を設置する工場等の揚水設備による総揚水量	350m ³ /日以下であること。

(2) 地下水採取規制

(名古屋市環境保全条例施行細則)

設備の種類	揚水設備	井戸設備
ポンプ等の吐出口断面積	6cm ² を超える場合	6cm ² 以下の場合
設置に必要な申請等	地下水の採取の許可の申請	井戸設備の設置の届出
揚水量等の測定、報告等の義務	・ 毎月の揚水量の測定 ・ 地下水位の測定（毎月 1 回以上） ・ 測定結果の記録、保管（3 年間） ・ 測定結果の報告（毎年）	

資料-12 ダイオキシン類に係る規制基準等

[本編 p. 86 参照]

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令 平成 11 年政令第 433 号)
(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 平成 11 年総理府令第 67 号)

(1) 廃棄物焼却炉に係る排出ガス排出基準

特定施設の種類	施設規模 (焼却能力)	排出基準 (設置年月日：H12. 1. 15～)
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5m ² 以上又は燃焼能力が 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下
	2t/h 以上 4t/h 未満	1ng-TEQ/m ³ _N 以下
	2t/h 未満	5ng-TEQ/m ³ _N 以下

(2) 廃棄物焼却炉に係る排水排出基準

特定施設の種類	排出基準
廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設の汚水又は廃液を排出する施設	10pg-TEQ/L 以下

(3) ばいじん及び燃え殻の処理基準

特定施設の種類	処理基準
廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び燃え殻	3ng-TEQ/g 以下

注) 埋立等の処分(再生を含む。)を行う場合には、この処理基準以下に処理しなければならない。

資料-13 鳥獣保護区に係る規制

[本編 p. 88 参照]

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 平成 14 年法律第 88 号)

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第 28 条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	狩猟が認められない。	20 年以内 (期間は更新可能)
特別保護地区 (法第 29 条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha 以下の埋立、干拓や住宅の設置など 鳥獣の保護に支障がない行為として法令に定める不許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内

用 語 解 説

【用 語 解 説】

(あ行)

・硫黄酸化物 (SO_x)

重油など硫黄分を含む化石燃料が燃焼して生じた二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃) などの総称である。

無色の刺激性の強い気体で粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となる物質である。また、水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になると考えられている。

・石綿 (いしわた、せきめん)

石綿は、天然の繊維状の鉱物で、アスベストとも呼ばれており、熱や摩擦に強く、丈夫で変化するににくいという性質を持っている。そのため、以前は耐火、断熱及び防音などを目的として建物への吹き付けや、建材などに利用されてきたが、昭和 50 年に吹き付けが原則禁止された。その後、段階的に使用等が禁止され、現在はすべての石綿含有製品の使用等が禁止されている。

石綿の繊維は、非常に細かいため、空気中に飛散した状態であると、人が吸い込んでしまう恐れがあるため、石綿を使用している建物を解体するときなどは、十分な飛散防止対策を行う必要がある。

・一酸化炭素 (CO)

酸素不足の状態で、ものが燃焼する際 (不完全燃焼) に発生する無色・無臭の気体のことであり、血液中のヘモグロビンと結合しカルボニルヘモグロビンを形成して酸素運搬を阻害し、中枢・末梢神経の麻痺症状を起こす物質である。主な発生源は、自動車の排出ガスや化石燃料を使用する施設があげられる。

・一般環境大気測定局

都道府県知事等が、大気汚染防止法に基づき、大気の汚染の状況を常時監視するために設置する測定局のうち、住宅地等の一般的な生活空間における大気の汚染の状況を把握するため設置されたものをいう。

・エアーカーテン

施設の入出口などに速い気流の幕をつくり、内外の空気の移動を遮断する設備である。

・A 特性

周波数補正特性の一つ。人が感じる音の大きさは音の周波数によって異なるため、人が感じる音の大きさに近い音量が測定できるように設定されたものである。補正特性には A、B、C の 3 種類があるが、騒音を測定する場合は A 特性で補正した値を使用している。

・塩化水素（HCl）

刺激臭を有する無色の気体。水によく溶け、水に溶かしたものを塩酸という。ガス状塩化水素は粘膜を刺激し、結膜にも炎症を引き起こす。塩化ビニル樹脂の焼却の際に多量に発生する。

・オクターブバンド（1/1or1/3）

音の音色（周波数特性）を定量的に表すため、音の高さ（周波数）を規則的に分解し、配列したもの。1/1 オクターブバンドとは、31.5Hz、63Hz、125Hz、250Hz、500Hz、1kHz、2kHz、4kHz、8kHz、16kHz、を中心とする周波数を表したもののことであり、1/3 オクターブバンドとは、1 オクターブバンドのそれぞれの間を3分割した周波数で表したものである。

・オゾン層破壊物質

生物等にとって有害な波長領域の紫外線の大部分を吸収しているオゾン層を破壊する物質である。近年、大気中へ放出された特定物質が、オゾン層を著しく破壊し、生物等にとって有害な波長領域の紫外線の地表への照射量を増大させることにより、人の健康及び生態系への悪影響をもたらすことなどに加え、大気中のオゾンの分布を変化させることにより、大気の温度分布を変化させ、気候への重大な影響をもたらすことが懸念されている。「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（昭和63年法律第53号）では、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、臭化メチル、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）、ブromoklorometanが定められており、これらの物質の生産・輸出入の規制が順次進められ、HCFCを除き、日本では2004年末をもって生産等が全廃されている。

・音圧レベル

音の物理的な量を表す指標であり、単位はデシベル（dB）によって示される。

・温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を“温室効果”という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、政令で定めるハイドロフルオロカーボン類、政令で定めるパーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

名古屋市は、平成21年に「低炭素都市2050なごや戦略」を策定し、この実行計画として、戦略で提案した2050年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現する上での最初の10年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成23年12月に策定している。

(か行)

・回折減衰

回折とは、音場に塀や建物等の障害物がある場合、その障害物の裏側へも音が回り込んで伝搬していく現象であり、音の波長と障害物の大きさによって変化する。障害物の有無によって生じる到達する音圧レベルの差を回折減衰という。

・化学的酸素要求量(COD)

水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量で、海域や湖沼などの汚濁を表す代表的指標。値が大きいほど汚濁の度合いが著しいことを表す。

・環境影響評価（環境アセスメント）

道路や鉄道の建設、大きな建物を建てる事業などを行う場合に、周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政が意見を出しあい事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業とすることを目的とした仕組みである。

・環境基準

「環境基本法」第16条に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、「ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準」として定められるもので、大気汚染、水質汚濁（底質も含む）、土壌汚染について定められている。

・環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特異音を除いた騒音をいう。

・逆転層

大気中では通常、高度が高くなると気温が下がるが、逆に高いところに地表よりも温度の高い層ができることがあり、これを逆転層という。

煙突の上空に気温の逆転層が停滞する場合、煙突からの排ガスは上層逆転層内へは拡散されず、地表と逆転層の間で反射を繰り返して、地上に高い濃度をもたらすことがある。（上層逆転時）

また、夜間から早朝にかけて形成されていた逆転層が日の出とともに地面付近から崩壊し、不安定層が次第に上昇する形となって上空の煙を地上に引き降ろし、いぶしの状態（フミゲーション）を起こし地上に高い濃度をもたらすことがある。（接地逆転層崩壊時）

・光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物と炭化水素等が光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどの酸化力の強い物質の総称である。人体には、目やのどを刺激し、頭痛、中枢神経の障害を与え、植物の葉を白く枯らせたりする影響もみられる物質である。

(さ行)

・最大着地濃度

排出された汚染物質が、煙源の風下で地上に到着するときの最大濃度。煙源から最大着地濃度の距離は、有効煙突高さが高いほど長く、大気が不安定なほど短い。

・三点比較式臭袋法

悪臭の程度を人の臭覚により判定する官能試験法の一つ。無臭空気を詰めた三つの袋のうち一つに希釈した臭気を注入し、それを被験者に選択させることによって、そのにおいが無くなる希釈倍率（臭気濃度）を求める方法である。

・時間率振動（騒音）レベル

振動（騒音）の評価方法の1つ。振動（騒音）があるレベル以上になっている時間が実測時間のX%を占める場合、そのレベルをX%時間率振動（騒音）レベルといい、 L_x と表す。

不規則かつ大幅に変動する場合のレベルの表し方の一つで、振動規制法では、工場振動、建設作業振動などの大きさの決定方法として80%レンジの上端値が採用され、また、騒音規制法では、工場騒音、建設作業騒音などの大きさの決定方法として90%レンジの上端値が採用されている。

・自動車排出ガス測定局

都道府県知事等が、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を常時監視するために設置する測定局のうち、道路周辺に設置されたものをいう。

・G特性

人が感じる音の大きさは音の周波数によって異なるため、人が感じる大きさに近い値が測定できるように設定されたものである。G特性は、低周波音による心理的・生理的影響の評価特性として、ISOで規格化されている。

・地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をいう。

・臭気濃度（臭気指数）

官能試験法による臭気の数量化方法のひとつであり、対象空気を無臭の正常な空気希釈したとき、ちょうど臭わなくなったときの希釈倍率を臭気濃度という。

臭気指数は、臭気濃度を基礎として、次式により得られる。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

・振動レベル

JIS に規定される振動レベル計の、人体の全身を対象とした振動感覚補正回路で測定して得られた値であり、振動の大きさ（単位は dB(デシベル)）を表すものである。なお、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性と水平振動特性の 2 種類があり、振動の規制基準等は全て鉛直振動特性の振動レベルとなる。

＜振動による影響の例＞

90dB	人体に生理的影響が生じ始める	つり下げ物が大きく揺れ、棚にある食器類が音を立てる。眠っている人のほとんどが目覚まし、歩いている人も揺れを感じる程度の地震	震度4
80dB	深い睡眠にも影響がある	室内にいる人のほとんどが揺れを感じ、棚にある食器類が音をたてることのある程度の地震	震度3
70dB	浅い睡眠に影響がはじめる	室内にいる人の多くが揺れを感じ、電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる程度の地震	震度2
60dB	振動を感じ始める	室内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる程度の地震	震度1
50dB		人体に感じないで地震計に記録される程度	震度0
40dB	常時微動		

出典) 「騒音・振動関係の届出及び規制の手引き (工場・事業場編)」 (名古屋市環境局)

・水銀及びその化合物

常温で液体である唯一の金属。高濃度で蒸気を吸引すると腎臓への影響があり、低濃度の場合でも神経系、免疫系への影響がある。

・水素イオン濃度 (pH)

水の酸性、アルカリ性を示す指標 (記号は pH) となるもので、0～14 の間の数値で表現される。pH7 が中性、7 から小さくなるほど酸性が強く、7 を超え、大きくなるほどアルカリ性が強くなる。

・生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の汚濁物質 (主として有機物) が微生物によって酸化分解されるときに必要な酸素量で、河川の汚濁を表す代表的指標。値が大きいほど汚濁の度合いが著しいことを表す。

・騒音レベル

JISに規定される普通騒音計又は精密騒音計の周波数補正回路A特性で測定して得られた値であり、騒音の大きさ（単位はdB(A)（デシベル(A)））を表すものである。

＜騒音の大きさの例＞

120dB	・飛行機のエンジン近く
110dB	・自動車の警笛（前方2m） ・リベット打ち
100dB	・電車が通るときのガードの下
90dB	・大声による独唱 ・騒々しい工場の中
80dB	・地下鉄の車内
70dB	・騒々しい街頭 ・騒々しい事務所の中
60dB	・静かな乗用車 ・普通の会話
50dB	・静かな事務所
40dB	・図書館 ・静かな住宅地の昼
30dB	・郊外の深夜 ・ささやき声
20dB	・木の葉のふれあう音 ・置時計の秒針の音（前方1m）

出典）「騒音・振動関係の届出及び規制の手引き
（工場・事業場編）」（名古屋市環境局）

（た行）

・第一次産業、第二次産業、第三次産業

産業を大きく分けたとき、農業、林業及び漁業を第一次産業に、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業及び製造業を第二次産業に、サービス業などそれ以外の産業及び分類不能の産業を第三次産業に分けることができる。

・ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類と呼ぶ。もの（炭素・水素・酸素・塩素）が熱せられるような過程で意図せずにできてしまう副生成物で、ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2, 3, 7, 8-TCDD)は、人に対する発がん性があるといわれている。

ダイオキシン類は、物質毎に毒性の強さが異なるため、毒性の最も強い 2, 3, 7, 8-TCDD の毒性を 1 として、ダイオキシン類全体の毒性を足し合わせた値である毒性等量で濃度を表し、評価する。このとき、ダイオキシン類の濃度の単位は、「pg-TEQ/L」のように「TEQ」を添えて表記する。

・大気安定度

大気の安定性の度合いを大気安定度といい、基本的に気温の高度分布によって決まるものである。気温の鉛直方向の変化をみた場合は、通常、地表から高度が高くなるに従って気温が低下し、乾燥した空気が上昇する場合は、その温度の減率が、高度 100m あたり 0.98°C （湿度を持つ空気の場合は 0.6°C ）であり、これは乾燥断熱減率と呼ばれる。

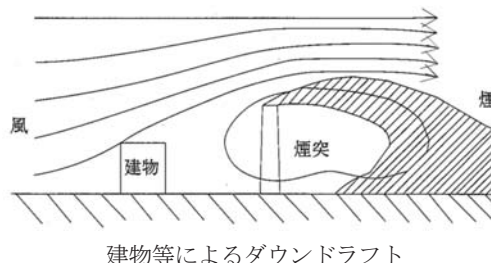
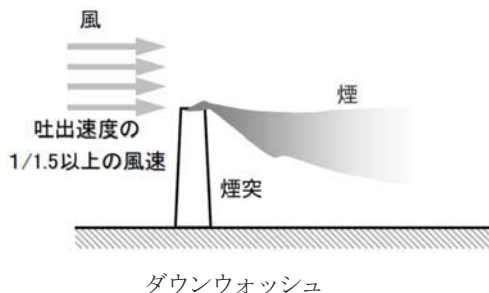
実際の大気中では、その時の気象条件等により温度の分布は変化しており、気温の高度分布が乾燥断熱減率に近い状態を中立といい、その他、気温勾配によって、大気の状態を不安定、安定という。大気が安定のときは、汚染物質が拡散しにくく、逆に不安定のときは拡散が大きくなる。大気安定度の不安定時は、安定時、中立時に比べて拡散が活発で、近傍の着地濃度が高くなる状態となる。

・ダウンウォッシュ

強風は、ばい煙や排出ガスの希釈作用に効果的に働くので、大気汚染は風が弱いとき高濃度となりやすい。しかし、煙突からの排煙は、風が強くなり排出ガス吐出速度の $1/1.5$ 以上の速度に達すると、煙突自身の後方にできる負圧域に引込まれて地上に吹き付けられる。この現象を「ダウンウォッシュ」という。

・ダウンドラフト

煙突の高さが周辺の建物等の高さの 2.5 倍以下の場合に、建物等の影響によって生じる乱流域に排ガスが巻き込まれることがある。この現象を「ダウンドラフト」という。



・窒素酸化物 (NO_x)

一般的に燃焼に伴って発生し、燃焼段階で燃料中の窒素が酸化されたり、空気中の窒素が酸化されたりすることで生成される物質で、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO_2) などの総称。発生源として自動車、ボイラーなど広範囲にわたる。二酸化窒素 (NO_2) は肺深部及び肺毛細管まで侵入するため、肺に対する毒性が強い物質である。また、水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になると考えられている。

・低周波音

人の可聴範囲以下の空気振動をいう。概ね $1\sim 100\text{Hz}$ の音を低周波音と呼び、その中でも、 20Hz 以下の音を超低周波音と呼ぶ。

- ・ **低騒音・低振動型建設機械**

建設工事に伴う騒音・振動対策として、国土交通省では「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年建設省告示第 1536 号）に基づき、騒音・振動が相当程度軽減された建設機械を低騒音型建設機械及び低振動型建設機械として指定を行っている。

- ・ **等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）**

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが用いられている。

- ・ **透過損失**

音が物体に入射すると、一部は通り抜け、残りは吸収・反射される。入射した音と、材料を透過した音との音圧レベルの差を透過損失といい、デシベル（dB）単位で表わす。透過損失の値が大きいほど遮音性能が優れている。

- ・ **透水性舗装**

舗装体を通して雨水を直接路床へ浸透させ、地中に還元する機能をもつ舗装をいう。

（な行）

- ・ **日平均値の 2%除外値**

1 年間に測定された欠測日を除く全ての日平均値を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値のこと。二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の環境基準の評価に用いる。

- ・ **日平均値の年間 98%値**

1 年間に測定された欠測日を除く全ての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98%目に該当する日平均値のこと。二酸化窒素の環境基準の評価に用いる。

- ・ **日射量**

太陽放射（太陽が放射する電磁波）のうち、290nm（近紫外線）～3,000nm（近赤外線）の波長範囲にある直射光、散乱光、反射光のことを「日射」という。「日射量」とは、地表面に到達する単位面積あたりの日射によるエネルギー量であり、日射量の約半分が可視光線で占められ、残りの大半が近赤外線で占められている。

（は行）

- ・ **排出ガス対策型建設機械**

大気環境に与える負荷の軽減を目的として排出ガス基準値を満たし、対策がなされた建設機械。平成 3 年より国土交通省によって排出ガス基準値を満たした建設機械の指定制度が設けられている。

・バックグラウンド濃度

工場、自動車などの人為的汚染、火山などの自然的汚染からの影響をともに受けていない状態の濃度。ここでは、計画施設による影響を含まない濃度のことをいう。

・発生集中交通量（TE）

1つの移動（トリップ）の出発側と到着側をそれぞれ「トリップエンド」といい、トリップエンドを集計したものを「発生集中交通量」という。

・パフ式

排煙の煙流を一つ一つの煙塊として移流・拡散を表現する式で、無風時（風速 0.4m/秒以下）に濃度分布を予測する式である。

・（音響）パワーレベル

音源から放射された単位時間あたりの音響エネルギー量で、この量を測定することにより、音源の騒音特性を判別することができる。

・PFI

Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法。施設の所有形態（方式）により、次のように分類される。

方 式	概 要
BOT 方式 (Build Operate Transfer)	PFI 事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）並びに所有し、事業期間にわたりその施設を運営（Operate）・管理する。事業期間終了時に無償もしくは有償で公共に所有権を移管（Transfer）する
BTO 方式 (Build Transfer Operate)	PFI 事業者が施設を建設（Build）し、その後、一旦施設の所有権を公共に移管（Transfer）した上で、PFI 事業者が施設を管理、運営（Operate）する。
BOO 方式 (Build Own Operate)	PFI 事業者が自らの資金で施設を建設（Build）し、そのまま所有（Own）した上で、施設を運営（Operate）する。事業期間終了後も PFI 事業者が施設をそのまま所有し、単独で事業を継続するか、もしくは施設を撤去し事業を終了させる点が BOT 方式と異なる。
DBO 方式 (Design Build Operate)	PFI 事業者が設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を一括して委ね、施設の所有、資金調達は公共が行う。

出典：「PFI について」（NPO 法人全国地域 PFI 協会ホームページ）

・微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを微小粒子状物質（PM2.5）と呼ぶ。後述する浮遊粒子状物質よりさらに粒径が小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

・ ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。主な原因として、地表面被覆の人工化、都市形態の高密度化、人工排熱の増加が挙げられる。

・ ppm

濃度の単位で、100 万分の 1 を 1ppm と表示する。例えば、 1m^3 の空気中に 1cm^3 の二酸化硫黄が混じっている場合の二酸化硫黄濃度を 1ppm と表示する。

・ フォトモンタージュ法

現況写真に、計画施設等のカラーパースを合成して将来景観図を作成することにより、現況景観と将来景観とを対比する手法である。

・ 浮遊物質量 (SS)

水中に浮遊又は懸濁している直径 2mm 以下の物質の量を浮遊物質量 (SS) と呼ぶ。値が大きいほど、水の透明度などの外観が悪化するほか、魚のえら呼吸や水中植物の光合成に影響することもある。

・ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質 (SPM) と呼ぶ。発生源は、工場・事業場、自動車など人為由来のものほか、土壌の舞い上がりなど自然由来のもの、硫黄酸化物や窒素酸化物、炭化水素などから大気中で発生する二次粒子などがある。大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは呼吸器等に影響を与えるといわれている。

・ プラットホーム

ごみ収集車両が、ごみをごみピットに投入するためのスペース。

・ プルーム式

排煙の移流・拡散を煙流で表現した式で、有風時（風速 0.5m/秒以上）に風や拡散係数、排出量を一定として濃度分布を予測する式である。

・ フロン

メタン、エタン等の炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したクロロフルオロカーボン類の総称。

フロンは無色無臭の気体又は液体で、熱的にも化学的にも安定しており、毒性も引火性もないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、化粧品用エアロゾル剤、高級な溶剤、消火剤、ウレタンフォーム等の発泡剤に用いられている。大気中に放出、蓄積されたフロンは、太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。

- ・ **ポイントセンサス調査**

調査地域に、調査ポイントを予め設定し、そのポイントから望遠鏡等により出現する鳥類を、姿により確認し、種別ごとの個体数をカウントする方法をいう。

- ・ **放射収支量**

地表面が太陽から受け取るエネルギー（太陽放射）から、地表面から天空に逃げていくエネルギー（地球放射）を差し引いたエネルギー量であり、地表面が暖まるか冷えるかを示す指標である。

- ・ **ポリ塩化ビフェニル（PCB）**

粘性のある油状物質で、天然には存在しない合成有機塩素化合物である。熱や酸・アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなどの特性があり、コンデンサなどの電気機器を始め、幅広く使用されていた。しかし、毒性が強いことから、昭和 47 年から製造、使用等が禁止されており、現在はその処理が進められている。

(ま行)

・メタン発酵

生ごみや紙ごみ等の一般廃棄物や下水汚泥、浄化槽汚泥、畜産系汚泥、食品廃棄物等を発酵させてメタンガスや二酸化炭素を主成分とするバイオガスを発生させる技術。バイオガスを燃焼させて発電に利用する。

【主な一般廃棄物のメタン発酵施設】

施設名	生ごみバイオガス 発電センター	南但クリーンセンター	防府市クリーンセンター
設置者	長岡市（新潟県）	南但広域行政事務組合 （兵庫県）	防府市（山口県）
所在地	新潟県長岡市	兵庫県朝来市	山口県防府市
事業方式	PFI 事業（BT0 方式）	施設の管理運営は直営、 運転の一部を民間委託	PFI 事業（DB0 方式）
人口規模	約 28 万人	約 5.7 万人	約 12 万人
稼働開始	平成 25 年 4 月	平成 25 年 9 月	平成 26 年 4 月
処理能力	65t/日	36t/日	51.5t/日 （可燃ごみ 34.4t/日） （汚泥 17.1t/日）
建設費用	約 19 億円	約 63 億円	約 110 億円
発電能力	560kW×1 機	382kW（191kW×2 機）	蒸気タービン発電機：定 格出力 3,600kW
ごみ収集区分	生ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ
処理方式	湿式メタンコンバインド システム ・分別された家庭系と事業系の 生ごみをメタンガス化し、生 成ガスを発電に利用 ・残渣汚泥は乾燥し、バイオマ ス燃料として利用 ・排水は隣接する下水処理場で 処理	乾式メタンコンバインド システム ・家庭から発生する可燃ごみ を、機械により、乾式メタン 発酵設備に送られるものと、 熱回収設備に送られるもの に選別 ・乾式メタン発酵設備で発生し たガスを、ガスエンジンを用 いて発電	乾式メタンコンバインド システム ・家庭から発生する可燃ごみ を、機械により、乾式メタン 発酵設備に送られるものと、 熱回収設備に送られるもの に選別 ・焼却炉の熱を利用して発生さ せた蒸気を、乾式メタン発酵 設備（可燃ごみと汚泥）で発 生したガスの燃焼熱で更に 加熱し、蒸気タービンを用い て発電
設備の概要	工場棟（発電設備）、水 槽、発酵槽、ガスホルダー 等	熱回収設備（焼却設備）、 メタン発酵・発電設備、 リサイクルセンター併設	熱回収設備（焼却設備）、 メタン発酵・発電設備、 リサイクルセンター併設

出典：「メタンガス化施設の導入事例等」（環境省ホームページ）

「生ごみバイオガス化事業」（長岡市ホームページ）

「南但クリーンセンター」（南但広域行政事務組合ホームページ）

「クリーンセンター」（防府市ホームページ）

・面的評価

幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す道路交通騒音の評価方法である。高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から 50m の範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する。

（や行）

・要請限度

「騒音規制法」及び「振動規制法」において、市町村長が自動車騒音、道路交通振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して措置をとるべきことを要請することができる限度値。地域の区分別、時間帯別に定められている。

・用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など 12 種類の地域区分がある。

（ら行）

・ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」である。昭和 50 年に発効し、日本は昭和 55 年に加入した。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用を進めることを目的としている。平成 29 年 10 月現在、わが国では 50 か所の湿地が登録されている。

・ m^3_{N}

気体の体積を表す便宜的な単位で、温度 0℃、1 気圧に換算した気体の立方メートル(m^3)単位の体積である。

本書は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。